平成２３年（フ）第７５号
千葉県旭市神宮寺2442番地１
債務者　石毛　昭子
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３０号
山口県防府市大字江泊1987番地の120
債務者　磯濱　健志
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
山口市小郡上郷1500番地52
債務者　原田満須実
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７０号
山口県防府市大字佐野1966番地の２
債務者　高橋　克実
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
山口市今井町４番11号
債務者　小野　英仁
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
山口市糸米２丁目12番４号　メゾン高橋Ａ101号
債務者　高根さおり
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
山口県防府市大字奈美905番地
債務者　梅本　弘志
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
熊本県菊池市泗水町南田島726番地１
債務者　岩立　千春
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２６８号
熊本市下江津５丁目12番16号
債務者　末野　友美
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２６９号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2546番地１　新生アパート202
債務者　橋本　英明
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８５号
埼玉県草加市氷川町1328番地３
債務者　澤口三保子
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
埼玉県越谷市北越谷２丁目22番16号　天王山レジデンス301号
債務者　神田　美穂（旧姓三ノ輪）
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４５９号
大阪府門真市栄町18番８号
債務者　長友　健司
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８５３号
大阪市中央区高津２丁目３番１号　ライオンズマンション日本橋508号室、住民票上の住所大阪府門真市岸和田２丁目24番３号
債務者　木村　和樹
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６６号
大阪府摂津市別府２丁目１番20―102号
債務者　松田　充浩
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９０５号
大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目11番17号スリーエイトハイツ303号
債務者　山田進こと　趙　　進来
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９３６号
大阪市此花区高見１丁目４番56―1201号
債務者　島﨑理恵子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９３７号
大阪市城東区今福南４丁目８番６―506号、前住所大阪市鶴見区緑４丁目１番11号
債務者　田中久美子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部